

# この制度に名前をつけるのは あなたです!

自治労では、臨時非常勤等組合員のみなさんが利用しやすい共済制度をご提供できるように、臨時非常勤等職員全国協議会と協議を重ね、全労済自治労共済本部に要請してきましたが、このたび以下の内容で実現できることとなりました。

つきましては、臨時非常勤等職員組織化のシンボルとして、みなさん自身が考えた制度名称（ペットネーム）で実施していきたいと考えます。

以下の要領をごらんのように、お気軽にお寄せください!!

## 臨時非常勤等職員向け共済制度 名称応募要領

### 応募期間

このチラシをご覧いただいたときから、

# 2014年9月7日(日) 17:00まで

### 応募資格

臨時非常勤等職員である自治労組合員のみなさん

県本部や単組で臨時非常勤等職員の組織拡大に携わっている役員・組合員のみなさん

### 応募方法

パソコンまたは携帯電話から、

# rinsyokukakudai@gmail.com

 (応募専用)

にメールを送信するだけで完了します。(応募専用アドレスとなりますので、お問い合わせ等には対応できかねます)



←このQRコードを  
携帯電話やスマホ  
で読みこんでも応  
募可能です

### メール 記載内容

- ・ 県本部名 ・ 単組名 ・ お名前 (カナ)
- ・ 応募する共済制度の名称 ・ 一言

### 送信の際 の注意点

個人情報保護の観点から上記以外の情報（住所、電話番号など）は記載しないでください。

入賞された場合は、県本部を通じて単組まで、応募資格を確認させていただくことがあります。

### 名称について

最終的にパンフレットに記載される名称には「じちろう」または「じちろうの共済」という冠称および共済制度の正式名称である「全労済個人長期生命共済」「全労済終身生命共済」の名前が入ります。

応募にあたっては、これらの用語を組み込んでも組み込まなくてもOKです。

<例>

- ① じちろう生命医療パック …… 応募可能
- ② じちろうの共済“FRIEND” 応募可能
- ③ エール …… 応募可能

(注:最終的な名称は『じちろうエール共済』、『じちろうの共済“エール”』などになります)

### 審査

応募締め切り後、自治労本部共済推進委員会で厳正な審査のうえ決定します。

なおその際、類似・誤認・公序良俗等の観点で全労済基準での名称チェックが行われます。

### 発表・表彰

入賞された方には、10月を目処に県本部および単組を通じてお知らせし、その後表彰を行います。

自治労および全労済自治労共済本部の機関紙、広報誌などに掲載させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

### 表彰予定内容

★最優秀賞……1点

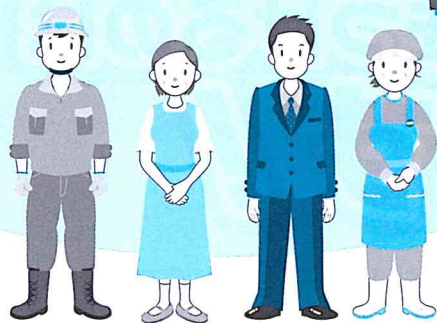
★優秀賞……2～3点

※同じ内容が多数の場合は

抽選で決定する場合があります



Coming Soon!



# 臨時非常勤等職員向け 共済制度の内容

(予定)

(本内容は、自治労本部共済推進委員会が作成したもので、実際の保障内容・掛金額とは異なります)

職場を通じて身近に利用できる手ごろな掛金の生命・医療保障がほしい  
……でも、職場を離れると保障が切れてしまうのが悩ましい  
……退職して他の保険などに入ろうとしても、健康状態などの条件がある

このような悩みをもつ組合員さんに個人でご加入される生命保障よりも  
シンプルで入りやすく、また職場をはなれたあとでも継続できる制度に  
入りたいというニーズにお応えした制度です。

保障内容

死亡保障

200万円(5年更新型・10年更新型から選択)

+

病気入院保障

3,000円・5,000円から選択

手術保障

1回の手術で 3万円・5万円

掛金例

団体割引掛金例 (病気入院保障 3,000 円の場合)

	男性	女性
20 歳	1,*** 円	1,*** 円
30 歳	1,*** 円	1,*** 円
40 歳	2,*** 円	2,*** 円
50 歳	3,*** 円	3,*** 円

- ・男女年齢別掛金となります。
- ・死亡保障は 5 年更新の場合、5 年後に掛金が変わります。
- ・10 年更新の場合は、10 年後に掛金が変わります。
- ・病気入院保障・手術保障は生涯掛金が変わりません。

引受先

全労済

その他特徴

- 掛金には、組合員だけの団体割引 (3%予定) が適用されます。
- 職場を離れた場合は、団体割引なしの掛金で継続することができます。
- 掛金払込方法は月払・口座振替となります。
- ご加入にあたっては所定の質問事項にお答えいただく必要があります。回答内容によってご加入いただけないことがあります。

実施時期

- ・2015 年 1 月発効を目途に取り扱いを開始します。
- ・ご案内は全労済自治労共済本部の各県支部より単組を通じて行う予定です。